



世界へのプレゼントになろう

2015-16年度 国際ロータリー会長 K.R.ラビンドラン

名古屋名南ロータリークラブ

■承認 / 1991年3月8日 ■例会日 / 火曜日・PM6:30 ■例会場 / 名古屋マリオットアソシアホテル
 ■会長 / 鈴木 清詞 ■幹事 / 坂本 晃 ■会報・雑誌・広報委員長 / 江松 央統
 ■事務局 / 〒450-6002 名古屋市中村区名駅1丁目1番4号 名古屋マリオットアソシアホテル2202号
 TEL.052-586-2043 FAX.052-586-2054

第1158回

2015年11月24日(火) 晴 第18回

～ロータリー財団月間(11/5を含む1週間 世界インターアクト週間)～

斉唱 我等の生業
 出席 会員55名(出席率算入人数45名)
 出席35名 出席率77.78%
 前々回補填率70.00%(11月14日分)

会長あいさつ

会長 鈴木 清詞さん

皆さま、こんばんは。今日は、ミャンマーのお話をしたいと思います。

ミャンマーも選挙が行われて、民主化する事がほぼ確実となりました。実は、15年前と昨年の2度ミャンマーへ行ってあります。15年前はどちらかと言うと観光で、



昨年は、現地の工業団地等を見てきました。

15年も経つと随分変わっております。まず日本からタイの方へ行きまして、タイからプロペラ機に乗ってミャンマーの方へ行くという行き方です。15年前は、観光で行かれる方はほとんどおりませんでした。日本からはODAで行っている方のみでした。

ミャンマーというのは、日本の倍の広さで、人口は半分です。当時1人あたりの月間所得が1,200円～1,400円だと聞いておりました。それも、肉体労働者が知能労働者よりも給料が高いという事で、道路工事をしている人の方が学校の先生よりも給料が高いという話を聞いて驚きました。ミャンマーは仏教国で、95%が仏教徒です。また、非常に親日的です。

世界でこれほど親日的な国は無く、おそらく世界一だろうと聞きました。その理由は、当時も軍事政権で経済制裁をしており、ODAで来ている国は、日本と中国とロシアでしたが、特に日本人は真面目で、自分達よりも早く来て、遅く帰り、日本人は凄いいという事でした。

また、ミャンマーで一番驚くのは、日本の中古車が数多く走っている事です。飛行場を降りますと、昔の小牧空港の送迎バスが走っています。街中では市バスが走っています。どうも車に日本の文字が入っているのがステータスらしく、塗り替える時に、日本語のPR文字はそのままもう一度塗り直すようです。

当時、枕銭を1ドル置いて良いものか、非常に迷った覚えがあります。葉巻タバコが1本1円でした。非常に宝石の採れる国で、特に貯蓄という感覚が無く、全ての人が一週間というのを一生で2回出家するという事で、物乞いの居ない国です。

また、宵越しの金は持たないという事で、1ヶ月暮らしてお金が余ったら、余ったお金は全てお寺へ寄進するという習慣を持った国で、純真な人たちが多く、とても軍事政権とは思えない雰囲気でした。

昨年行った時には、外資系のホテルがやっと建ち始めた程度で、ホテル数が足りず、まだ日本からのツアーは組めないのではないかと思います。今の1人あたりの月間所得が6,000円～7,000円で、工業団地等も日本の商社が一生懸命開発しており、これから注目されてきます。今、現地にある日本の工場は、食品関係が一部出ているだけで、工業関係はまだこれからの状況です。これから仕事で行かれる方もあろうと思いますが、ほんの情報までという事でお話をさせていただきました。ありがとうございました。

幹事報告

幹事 坂本 晃さん

1. 来週12月1日は、理事会が5時30分からパインの間であります。対象の方は宜しくお願ひします。
2. 来週の例会は、年次クラブ総会です。次年度の理事・役員の方の発表があります。

ニコボックス

◆ 長尾さんの時事卓話、楽しみにしています。

加藤 英敏さん 新原 尚さん 伊藤 圭一さん
 野々村憲吾さん 坂田 信子さん 中村 勝さん
 江松 央統さん 入谷 直行さん 木村 猛さん
 田中 一雄さん 坂本 晃さん 高橋 司さん
 鈴木 清詞さん 細井 俊男さん 杉山 隆秀さん
 佐々木元彦さん 大橋さなえさん 水野 俊男さん
 久米 伸治さん 牧野 好弘さん 大平 明子さん
 三浦 和人さん 川瀬 悟さん

◆ 本日息子幸展が時事卓話をさせていただきます。よろしくお願ひします。 長尾 浅吉さん

◆ しばらくお休みしてましたが、神様がくれた休養と思ってゆっくりしました。又よろしくお願ひします。 大橋さなえさん

本日合計 26,000円 累計 394,000円

「資産課税についての最近の動向」



長尾 浅吉さん

皆さま、こんばんは。本日は、プログラム委員長長の山本さんから直接指名があり、私の息子が卓話をさせていただく事になりました。どうして私を飛び越えて息子の方かなと、私は少しひがんでおりますが、世代交代だろうと思うようにします。息子は今日初めてロータリーに参加させていただきました。

そんな事で、今日は皆さまのテーブルの上に、我々の業界の情報誌を1枚お配りしました。それに関連する事ですが、現在、国の税収が50兆円位の所でなかなか伸びず、どこを攻めたら良いかという事で、財務省辺りは検討しております。それで、今回も中原国税庁長官が、『国税庁の使命は、適正且つ公平な課税の推進』と、いう事を言っております。要するに、いかにストックのある皆さまから、税を漏れなくいただくかという事です。

今までは、富裕層という言葉を使っておりましたが、今年から超富裕層とテーマを上げて、東京・大阪・名古屋でプロジェクトチームを国が作り、重点管理富裕層名簿というものを作ろうという事になりました。純金融資産保有額が5億円以上を対象とするそうです。これは、国税庁が一括、3国税局から情報を収集して、問題があるなという時に、逆に3国税局にフィードバックして調査に入るというような事でございます。細かい事は、パンフレットの右下に書いてあり、息子が詳しく説明してくれると思います。宜しくお願い致します。

長尾 幸展さん

名南RCの皆さまこんばんは。本日は、確定申告について話をしてほしいという事でお話しを戴いたのですが、確定申告そのものはみなさん経験がおりますので、ここ数年の財産に関する税の新しい動きについてお話しさせていただきます。

■富裕層に対する管理強化について

ここ最近、相続税の課税強化や、海外財産への課税強化などが話題となり、つい先日は東京、大阪、名古屋の3局で「富裕層を区分管理」していくという「重点管理富裕層に係る管理等の施行について」という通達が出ました。国税庁からでした。これまで、どこどこの税務署は「資産家についての特別なファイルがある」などというような噂はありましたが、現実のものとして出てきた形になります。

富裕層というのはどの辺りを指すのかというのは、個人によって感覚が異なると思いますが、一般的には、金融資産が1億以上5億未満を「富裕層」これが76万世帯、5億以上を「超富裕層」これが5万世帯と指すといわれています。

細かい要件についての説明をする時間はありませ

るので、目的と対象者についてお話しをします。管理の目的としては、「所得課税のみならず、相続対策も含めた資産課税の観点をも意識した中長期的な管理」を行う事を目的としています。管理対象者の指定基準は、保有資産が多いと認められるものを対象とする「形式基準」とそこまではいかずとも、一定程度の資産があると考えられ、かつ国際的な租税回避行為などが想定されるものを対象とする「実質基準」があげられます。

そして管理の対象者は、資産家本人にとどまらず、

- ・ 関連個人 管理対象者と密接な関係のある個人
- ・ 基幹法人 管理対象者の主宰する法人のうち、グループの主体となる法人
- ・ 関連法人 その他のグループ法人や、密接な関係のある法人

という感じで、グルーピングして管理していくこととなるようです。

このような、管理をしていくための基礎資料となるのが、これからお話しする、財産調書制度です。また、マスコミへの露出や法人であれば会社四季報などの情報誌もチェックされていると考えられています。

■国外財産調書

国内の市況は最近では好調ではありますが、新興国市場に投資したり、利回りのよい海外証券を購入したり、ハワイにリゾートマンションを買ったりという事は、現地に行かずとも日本国内から簡単に行う事が出来ます。また、国内の資産税課税を嫌って海外へ財産を移すという事もあります。

このような財産のうちある程度は海外の金融機関や課税当局から日本の課税当局へ連絡が来ます。しかしすべてではないので、ある程度把握しておくために、昨年「国外財産調書」というものが定められました。これにより、国外に5000万円以上の財産を持っている人は確定申告時に税務署に報告しなければならなくなりました。

この調書の提出件数は、26年ぶんで8千人程度とまだまだ低調ではありますが。海外の金融機関などから提供された資料を基に、国外財産調書の提出がなかった納税者に対し、加算税を課された事例が金沢国税局管内であったという報道がありました。

■財産債務調書

これは今まであった「財産債務明細書」が新しくなったと考えていただくと理解しやすいです。これまでの財産債務明細書は、その年の所得が2000万以上ある場合に、土地建物現預金などと債務を記載していました。これに対して「財産債務調書」では、その年の所得が2000万円を超え、かつその年の年末に3億円以上の財産または1億円以上の海外財産を持つものとなりました。

要件としては、3億円以上の財産というものが増えましたので、対象者となる人は減ったように思われますが、これまでは取得価格で計算していたものが、12月時点の価額、つまり時価ということになります。含み益のある土地や自分の会社の株式をお持ちの場合は注意が必要です。

また、これまでは「預金 いくら」「土地 いくら」「有価証券 いくら」というように合算して計算できていましたが、土地等の所在地や有価証券の銘柄などを個別に記載する必要があります。

■国外転出時課税

今年の7月から、国外転出時課税制度が始まりました。マスコミなどで日本は相続税も高くなるし、海外移住するなら6月までにしようというような特集を見た方と多いのではないのでしょうか？

これは、日本で財産を持っている人が海外に出国したり、海外に住む親族に相続贈与した場合に課税する制度です。株式譲渡が課税されない国に出国することにより、キャピタルゲイン課税を逃れたり、相続税の税率が低かったり、相続税そのものがない国に移住してしまうことによって日本の相続税を逃れることを防ぐ目的があります。

この制度の対象となる財産は、1億円以上の有価証券等となります。1億円以上の有価証券などを持っている場合、その含み益について、課税されます。

海外移住したりするのでなければ関係ないように思われると思いますが、「国外転出」というのは1年以上住所を有さない状態をいうので、留学や長期出張であっても対象となることがあります。同族会社の役員さんなどで長期海外工場に赴任したり、株式や医療法人の持分を持たせている子弟を留学させたりする場合に注意が必要です。

このような場合は、納税代理人をたて、所定の手続きをすることにより納税猶予をすることが可能となる制度がありますので、手続きを忘れないように注意が必要です。

また、出国時課税を受けた場合でも、その有価証券等を処分せずに帰国した場合は、出国時課税はなかったものとして更正の請求により課税の取消しをすることができます。

このように、国の方針としては、個人の財産の把握を厳格に行っていく方針でありといえます。我が国の税制は勤労軽課、資産重課ではありますが、長らく投資等に対する課税は優遇するという方針をとってきていました。しかし、少子高齢化が進み、勤労世代の人口が減少し、年金世代が増えてきたことから、資産に対する課税を強化し始めてきたといえます。

大変堅苦しいお話で、申し訳ございませんでした。もう1つ皆さまにお知らせしておきたい事があります。平成25年に税制改正がありまして、今年の12月31日までで損益通算が廃止されます。これはどういう事かと言いますと、例えば、上場株式で損をしておりまして、非上場の自己株で利益が出ている場合に、損益通算ができる制度がありました。この制度が今年の12月31日をもちまして廃止されます。もしありましたら、早めに上場株式の損出しをして、自己株をどなたかに譲渡するという手続きをしていただくと良いのではないかと思います。

以上でございます。詳しいことは、税理士までお尋ねください。ご清聴、ありがとうございました。

第 1160 回例会 (12月8日) のご案内

ネパール訪問報告